

道路
橋りょう
河川・水路
ダム
砂防・治山
港湾・漁港
海岸
公園・緑地
公共建築物
農地・森林

(5) 歩道・自転車道

【基準】

- ① 路面については、色彩、素材等の工夫により、周辺景観との調和に努めること。
- ② 必要に応じ、緑化、小広場の設置等により、潤いの場の創出に努めること。その際には、地域の特性又は統一性に配慮すること。

【配慮事項】

- 地域の特性を生かした色彩、素材等を採用する。
・自然地域にあっては、自然素材等の使用も有効である。
- 舗装や沿道空間との調和や同一沿線における統一性に配慮しながら小広場を設ける。
- 都市の顔となる道路では、緑化、モニュメントの設置などを行う。



■舗装端に自然石を活用し、かつ舗装材を工夫することによって、自然景観と調和させている



■デザインの工夫により、車道と区分させ、一体的な景観の創出を図っている



■緑化やモニュメントの設置により、にぎやかな景観の創出を図っている



■小広場に休憩施設を設け、かつ緑化にも配慮して、潤いの場の創出を図っている

第4 事業別事項

(6) 地下歩道等

【基準】

上屋は、形態、意匠、色彩等の工夫により、周辺景観との調和に努めるとともに、地下部においては、暗さや圧迫感を可能な限り和らげるよう配慮すること。

【配慮事項】

- 出入口部は形態、色彩等を工夫し、周辺景観との調和を図る。
- ・駅前や地域のシンボルとなる道路においては、シンボル性を持たせるように努める。



■上屋のデザインの工夫により、シンボル性を創出し、市街地との調和を図っている

- 高齢者、障害者等の利用に配慮した構造形態とする。



■内装に明度の高い色彩の素材を用い、かつ壁面のデザインの工夫により、圧迫感の軽減を図っている

道路
橋りょう
河川・水路
ダム
砂防・治山
港湾・漁港
海岸
公園・緑地
公共建築物
農地・森林

(7) 道路附属物・占用物

【基準】

- ① 防護さく、照明施設、標識等は、形態、意匠、色彩、素材等の工夫により、周辺景観との調和に努めるとともに、地域や沿線における統一性に配慮すること。
- ② 快適な市街地の景観を実現するため、可能な限り、電線類の地中化を図るよう努めること。

【配慮事項】

- 道路附属物は、周辺景観となじむ形態、意匠等とする。
 - ・できる限り地域性を生かすよう努める。
- 道路附属物は、同一沿線における統一性に配慮する。
- 市街地では、できるだけ電線類を地中化する。



■地域特性を生かしたデザインの駒止めを設置し、周辺との調和を図っている



■照明施設の形態等の工夫により、周辺との調和を図りながら、沿線の統一性にも配慮している



■配電塔の位置を工夫することにより、歩行者空間を確保している



■電線類の地中化により、快適な空間を創出している

第4 事業別事項

(8) 道路緑化

【基準】

- ① 都市部の道路にあっては、可能な限り、連続した植樹帯や植樹ますを設けるとともに、その他の地域の道路にあっても沿道の緑を有効に活用した緑化に努めること。また、中央分離帯や交通島についても、可能な限り緑化するように努めること。
- ② 植樹に当たっては、樹木の配置や樹高を工夫することにより、沿線における統一性に配慮すること。

【配慮事項】

- それぞれの場所に適した緑化を行う。
 - ・道路計画、沿道条件から植栽に求められる機能に応じて植栽地の配置、樹種を検討する。



■植樹等により中央分離帯の緑化を図っている

- 沿線における統一性に配慮する。



■両側の歩道、中央分離帯に植栽帯を設けるとともに、樹木の配置や樹高を統一し、整然とした印象を醸し出している



■交通島の緑化により、潤いのある空間を創出している

道路

橋りょう

河川・水路

ダム

砂防・治山

港湾・漁港

海岸

公園・緑地

公共建築物

農地・森林

道路
橋りょう
河川・水路
ダム
砂防・治山
港湾・漁港
海岸
公園・緑地
公共建築物
農地・森林

2 橋りょう

【考え方】

橋りょうは、それ自体が地域の象徴となり得るものであり、また、周辺景観の眺望点としても重要な施設になります。

このため、その整備に当たっては、地域の歴史や文化を踏まえながら、水や緑、周囲の山並み、町並み等と調和のとれたものとするとともに、眺望点としての機能にも配慮する必要があります。

(1) 橋りょう本体

【基準】

形態、意匠、色彩等の工夫により、地域の特性及び周辺景観との調和に配慮するとともに、必要に応じ造形的な美しさの創出に努めること。

【配慮事項】

- 周辺景観となじむデザインとする。

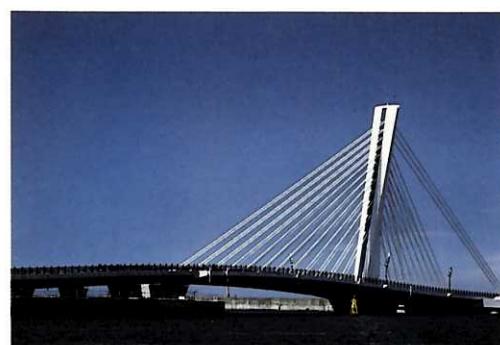


■桁の色彩を低明度・低彩度とし、自然景観との調和を図っている

- 必要に応じ、地域の特性や象徴性を表現し、ランドマークとしての機能を果たせるよう努める。
- 視点場としての機能も考慮し、橋りょうからの眺望が楽しめるよう配慮する。



■橋上に小広場を設け、眺望点としての機能の創出を図っている



■主塔を斜めにしたデザインにより、地域のランドマークが形成されている

第4 事業別事項

道路
橋りょう
河川・水路
ダム
砂防・治山
港湾・漁港
海岸
公園・緑地
公共建築物
農地・森林

(2) 親柱、高欄及び照明施設

【基準】

橋りょう本体との調和に努めるとともに、形態、意匠、色彩、素材等の工夫により、地域の特性及び周辺景観との調和に配慮すること。

【配慮事項】

- 橋りょう本体と調和のとれた一体感のあるデザインにする。



■素材、色彩の工夫により、全体的なまとまりを図っている

- 地域の歴史性、文化性を生かす。
 - ・地域のランドマークとなる橋りょうの親柱については、地域特性を生かした形態等に配慮する。



■親柱、高欄、照明施設のデザインを工夫し、歴史的町並みとの調和に配慮している



■親柱、高欄、照明施設のデザインが調和されている

(3) 橋詰

【基準】

橋りょう本体や高欄等との調和に努めるとともに、必要に応じ小広場等を設置し、周辺景観の眺望の場としての整備に努めること。

【配慮事項】

- 高欄、親柱、橋上の舗装等と一体的なデザインとする。



■デザインの工夫により、橋りょう部と道路部の調和を図っている

- 河川が地域の代表的な景観を形成している場所や橋からの眺めが美しい所では、眺望の場として小広場を設ける。



■橋詰に広場を設け、歩行者空間のゆとりを確保している



■小広場の設置により、眺望の場を確保している

道路
橋りょう
河川・水路
ダム
砂防・治山
港湾・漁港
海岸
公園・緑地
公共建築物
農地・森林

第4 事業別事項

道路
橋りょう
河川・水路
ダム
砂防・治山
港湾・漁港
海岸
公園・緑地
公共建築物
農地・森林

3 河川・水路

【考え方】

河川・水路は、古くから地域の人々との生活に密接に関わり、身近なオープンスペースとして潤いを与え、地域の景観を構成する重要な要素となっています。

このため、その整備に当たっては、地域の特性を生かすとともに、親水性の確保に配慮し、人々に親しまれる景観を形成していく必要があります。

(1) 護岸

【基準】（第3の2の（3）に準じる。）

形態、意匠及び素材の工夫や緑化により、周辺景観との調和に努めるとともに、親水性の確保に配慮すること。

【配慮事項】

- 周辺景観と調和した形態、意匠等とする。
 - ・自然素材等の活用も検討する。
- 緑化を施し周辺の自然景観との調和を図る。
- 階段護岸等により親水性を確保する。



■自然石の採用により、周辺景観との調和が図られている



■階段護岸の採用により、親水性を確保している



■化粧型枠による表面処理を施し、周辺との調和に配慮している

(2) 堤防及び高水敷

【基準】

地域の自然景観との調和に努めるとともに、可能な限り親水性の確保に配慮すること。

【配慮事項】

- できる限り緑化し、周辺の自然景観との一体感を形成する。



■護岸に自然石を用い、かつ堤防を緑化することにより、自然景観との調和が図られている

- 潤いのある空間形成のため、親水施設や緑地、広場等を整備する。



■堤防上に小広場を設け、潤いのある空間を創出している

(3) その他の工作物

【基準】

水辺の植生等に配慮し、形態、素材等の工夫により、周辺景観との調和に努めること。

【配慮事項】

- 取水堰等は、デザインを工夫し、自然景観との違和感を軽減する。
- 施設の周辺には、水辺の植生に配慮した緑化を施す。



■デザインの工夫により、周辺景観との調和を図っている

道路
橋りょう
河川・水路
ダム
砂防・治山
港湾・漁港
海岸
公園・緑地
公共建築物
農地・森林

第4 事業別事項

4 ダム

【考え方】

ダムは、自然の中に設置される大規模な人工構造物であることから、周辺の自然景観に大きな影響を及ぼすことになります。

このため、ダム本体やダム湖周辺について、周辺の自然景観との調和に十分配慮する必要があります。また、ダム建設に伴って生じる貯水池内敷地や工事跡地等は、豊富な自然に囲まれた空間となる場合が多いことから、眺望や親水性にも配慮して、公園、レクリエーション施設等の整備を行うことも望されます。

(1) ダム本体

【基準】

形態等については、周辺の自然景観との調和に配慮すること。

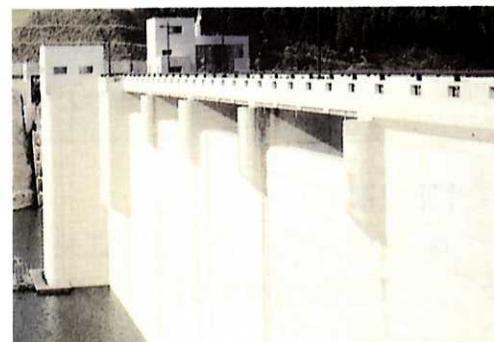
【配慮事項】

- 異質感をできる限り軽減するような形態等とする。



■ダム本体が周辺景観と調和した形態となっている

- 自然の風合いを持たせるため、表面処理を工夫する。
 - ・自然素材等の活用も有効である。



■ダム本体や高欄、照明施設についてデザインの工夫をしている

(2) ダム湖周辺

【基準】

- ① 可能な限り既存植生の保全や緑化を行うことにより、周辺景観との調和に努めること。
- ② 公園等の整備により、潤いの場の創出に努めること。その際には、可能な限り親水性や眺望に配慮すること。

【配慮事項】

- 工事により緑が失われた部分も含め、できる限り周囲を緑化する。



■ダム湖周辺に眺望空間が整備され、同時に緑化が施されている

- 周辺には、公園やレクリエーション施設を整備する。
 - ・親水施設、眺望園地の整備に努める。



■ダム湖周辺に小公園を整備し、潤いのある景観の創出を図っている



■親水空間の確保により、潤いの場を創出している

道路
橋りょう
河川・水路
ダム
砂防・治山
港湾・漁港
海岸
公園・緑地
公共建築物
農地・森林

第4 事業別事項

道路
橋りょう
河川・水路
ダム
砂防・治山
港湾・漁港
海岸
公園・緑地
公共建築物
農地・森林

5 砂防・治山

【考え方】

砂防・治山施設として設けられる堰堤は、自然の中で突出したイメージをもたらし、また、急傾斜地崩壊対策施設・山腹工施設は、山肌に直接設置され、自然景観との連続性を損ないます。このため、堰堤、急傾斜地崩壊対策施設・山腹工施設については、周囲の自然景観との調和に配慮する必要があります。

(1) 堰堤

【基準】

形態、素材等の工夫及び周囲の緑化により、周辺の自然景観との調和に努めること。

【配慮事項】

- 形態等の工夫や緑化により、自然の中での違和感を軽減する。
- 自然の風合いを持たせるよう表面処理を工夫する。
 - ・自然素材等の活用も有効である。
- 化粧型枠の採用などにより、表面にリズムや変化をつける。



■周囲の緑化と表面処理により、周辺の自然景観と調和させている



■堰堤に続く流路工に自然素材を用い、周辺の自然景観との調和を図っている

道路
橋りょう
河川・水路
ダム
砂防・治山
港湾・漁港
海岸
公園・緑地
公共建築物
農地・森林

(2) 急傾斜地崩壊対策施設・山腹工施設

【基準】

形態、素材等の工夫及び緑化により、周辺景観との調和に努めること。

【配慮事項】

- 形態、素材等の工夫により、違和感を和らげる。
 - ・化粧型枠や自然石張等の使用も有効である。



■既存の樹木を残している

- できる限り緑化する。
 - ・法枠工を採用する場合は枠内の緑化に努める。



■コンクリート法枠の中を緑化し、周辺景観との調和を図っている



■法面を緑化し、周辺の緑の保全に配慮している

第4 事業別事項

道路
橋りょう
河川・水路
ダム
砂防・治山
港湾・漁港
海岸
公園・緑地
公共建築物
農地・森林

6 港湾・漁港

【考え方】

港湾・漁港は、海上交通、流通、漁場の拠点であり、区域内の建築物、工作物や水際の岸壁等様々な要素で構成されます。

このため、人々が集い、行き交う場として、建築物等について全体としてまとまりのあるものとするとともに、水際の岸壁等は、親水性にも配慮して水域の景観となじむよう工夫し、周辺景観と調和した魅力ある空間を創出する必要があります。

(1) 防波堤、岸壁等

【基準】

形態、意匠及び素材の工夫により、周辺景観との調和に努めるとともに、可能な限り親水性の確保に配慮すること。

【配慮事項】

- 形態・意匠等を工夫し、周辺景観との調和を図る。
 - ・自然素材等の活用も有効である。



■化粧型枠を使用し、楽しさを演出している

- できる限り親水性を確保する。



■意匠、素材の工夫により、快適な空間を創り出している

(2) 建築物・工作物

【基準】

- ① 形態、意匠、色彩等の工夫及び緑化により、周辺景観との調和に努めるとともに、関連施設相互の調和にも配慮すること。
- ② 余裕地においては、緑化等を行い、潤いのある空間を創出すること。

【配慮事項】

- 港からの眺め、水域からの眺めも考慮して、デザインの統一などにより周辺景観との調和を図る。



■デザインを統一し、まとまりのある景観を創り出している

- 地域の特性を踏まえたデザインとする。



■余裕地を緑化し、潤いのある空間を創出している

- 待合施設等の余裕地は、できる限り緑化する。

道路
橋りょう
河川・水路
ダム
砂防・治山
港湾・漁港
海岸
公園・緑地
公共建築物
農地・森林

第4 事業別事項

道路
橋りょう
河川・水路
ダム
砂防・治山
港湾・漁港
海岸
公園・緑地
公共建築物
農地・森林

7 海岸

【考え方】

三方を海で囲まれている青森県は、多彩な海岸線を有しており、海岸は本県の景観を特徴づける重要な景観資源の一つとなっています。

このため、堤防等は、自然景観との連続性を乱さないよう配慮するとともに、自然海浜は保全するよう努める必要があります。また、人工海浜の整備に当たっては、周辺の自然景観との調和に十分配慮することが大切です。

(1) 堤防等

【基準】

形態、意匠及び素材の工夫により、周辺の自然景観との調和に努めるとともに、親水性の確保に配慮すること。

【配慮事項】

- 緩傾斜護岸や人工リーフ、ヘッドランドなど、形態等を工夫し、周辺景観との調和を図る。
 - ・緩傾斜護岸やヘッドランドには、自然素材等の活用も有効である。



■景観阻害要因となる消波ブロックの代わりに人工リーフを用いることで、周辺景観の保全を図っている

- 階段式護岸、緑地等の整備を進め、できる限り親水性を確保する。



■石材を用いた緩傾斜護岸により、海と陸の連続性に配慮されている

道路
橋りょう
河川・水路
ダム
砂防・治山
港湾・漁港
海岸
公園・緑地
公共建築物
農地・森林

(2) 海浜

【基準】

自然海浜は、可能な限り保全に努めるとともに、海浜公園などの人工海浜を整備する場合は、周辺の自然景観との調和に努めること。

【配慮事項】

- 自然海浜は、できる限り保全する。



■自然海浜の保全により、良好な海浜景観を形成している

- 突堤は、必要に応じ自然素材等を用いる。



■人工海浜により魅力的な砂浜が形成されている



■自然石を用いた護岸の整備により、良好な海浜の保全を図っている

第4 事業別事項

道路
橋りょう
河川・水路
ダム
砂防・治山
港湾・漁港
海岸
公園・緑地
公共建築物
農地・森林

8 公園・緑地

【考え方】

公園・緑地は、県土の豊かな自然を享受できる空間、あるいは、都市の中で身近に緑を感じ、人々が集い憩う空間です。

このため、その整備に当たっては、地域の自然や歴史、文化等の特性を生かすとともに、園内景観の調和や周辺景観との調和により、快適な環境づくりに努めることが必要です。

(1) 施設

【基準】

位置、形態、意匠、素材等の工夫により、園内や周辺の景観との調和に努めること。特に、休憩施設、遊具、園路等については、可能な限り地域性のある素材の活用に配慮すること。

【配慮事項】

- 公園・緑地の目的や機能を考慮しつつ、園内や周辺の景観と調和のとれた位置及び規模とする。
- 公園・緑地の目的や機能を考慮しつつ、地域の自然、歴史、文化等の特性を生かしたデザインとする。
- 休憩施設等については、できる限り地場産材を活用する。
- 公園内では、電線類を原則として地中化する。



■都市の中に潤いの空間を創出している



■伝統を生かし、かつ電線類の地中化を図り、自然の景観と調和させている



■園路の舗装、柵を周辺との景観と調和させている

(2) 駐車場・自転車置場

【基準】

配置等の工夫により、周辺景観との調和に努めること。

【配慮事項】

- 周辺景観との調和を図るため、できる限り目立たないよう配置する。



■周辺に植栽を施すとともに、園地より低い位置に造成し目立たないよう配慮している

- 単調で広大な空間とならないよう、小区画毎に植栽ますを設置したり、舗装の色彩を工夫するなど、視覚的な変化をつける。



■芝目地舗装により周辺の緑との調和を図っている

- 外周部については、樹木の植栽や生け垣の設置等により視覚的に遮蔽する。



■樹木等により視覚的な遮蔽を行っている

道路
橋りょう
河川・水路
ダム
砂防・治山
港湾・漁港
海岸
公園・緑地
公共建築物
農地・森林

第4 事業別事項

道路

橋りょう

河川・水路

ダム

砂防・治山

港湾・漁港

海岸

公園・緑地

公共建築物

農地・森林

(3) 緑の保全・緑化

【基準】(第3の3の(2)に準じる。)

- ① 計画地に樹姿又は樹勢が優れた樹木がある場合は、保存又は移植するよう努めること。
- ② 植栽に当たっては、自然的条件や周辺景観との調和を考慮し、可能な限り郷土種の使用に努めること。また、地域の特性を踏まえ、季節感や潤いをもたらす花木の活用にも配慮すること。

【配慮事項】

- 地域のシンボルとなるような樹木は保存する。
 - ・やむを得ない場合は移植に努める。
- 事業実施に際し、支障となる樹木もできる限り保存、移植する。
- 郷土種を積極的に活用する。
 - ・市町村のシンボルである樹木等を活用することも考えられる。
- 場所、環境等に応じた適正な樹種を選定する。
- 季節感や潤いをもたらす花木を活用する。



■既存の樹木を保全・活用し、良好な自然景観との調和を図っている



■花により潤いのある空間を創出している



■四季を通じて変化のある華やかな景観

道路
橋りょう
河川・水路
ダム
砂防・治山
港湾・漁港
海岸
公園・緑地
公共建築物
農地・森林

9 公共建築物

【考え方】

住民生活に深い関わりを持ち、また地域の核となる施設であることが多い公共建築物は、景観上、地域を代表し、あるいは周辺の建築物等の景観形成を先導する役割を担っています。

このため、公共建築物の整備に当たっては、周辺景観との調和に十分配慮するとともに、特に大規模なものは、地域のシンボルとなるよう努める必要があります。

(1) 建築物本体

①位置、規模、形態及び意匠

【基準】

ア 地域のシンボルとなる山稜近傍地にあっては、主要な視点場からの稜線を切断したり、背景との調和を乱すことのないよう位置、規模、形態及び意匠の工夫に努めること。

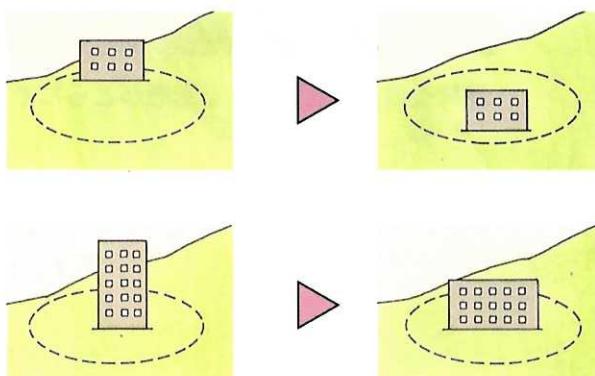
【配慮事項】

- 眺望の妨げとならないよう、稜線を分断する立地を避ける。
 - ・やむを得ず稜線を分断する場合は、特に高さを抑え、横長の形態とする。

※形態と稜線の関係は、一般的に縦長よりも横長の方が調和すると言われている。



■背後の山稜線を極力切らぬよう位置及び形態（横長）に配慮している



- 山腹に立地する場合は、ボリューム感を和らげる。

第4 事業別事項

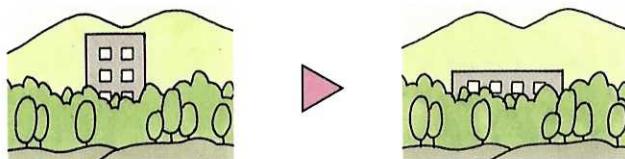
道路
橋りょう
河川・水路
ダム
砂防・治山
港湾・漁港
海岸
公園・緑地
公共建築物
農地・森林

【基準】

- イ 優れた自然景観を有する地域では、これと調和するよう、規模、形態及び意匠の工夫に努める
こと。

【配慮事項】

- 周辺の樹木と調和した高さとする。



■勾配屋根が採用され背後の山稜線と調和を図っている

- 稜線を背景とした地域では、屋根の勾配を地域のスカイラインをなしている主要な稜線と調和させる。



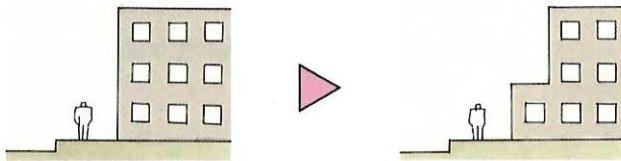
■背後の山体と調和する形態がとられている

【基準】

ウ 道路等の公共空間に接する部分については、歩行者等に対する圧迫感を緩和するような位置、規模、形態及び意匠とともに、高層の建築物にあっては、前面に公開空地を設けるなど、敷地内にゆとりのある空間を創出するよう努めること。

【配慮事項】

- できる限り道路境界線から後退させ、ゆとりのある空間の創出を図る。
- 建築物が中高層となる場合は、中高層階を後退させ、歩行者に対する圧迫感を軽減する。



■建物をセットバックし、植栽を施すことで潤いのある道路空間の形成に寄与している

- 規模の大きい建築物にあっては、大規模な平滑面が生じないよう、壁面の分割、陰影処理等により変化やリズムをつける。



■意匠を工夫し、素材の形態の変化により壁面が単調にならないよう配慮している

- 高層の建築物などにあっては、敷地内に公開空地を確保し、ポケットパークや緑地として整備する。

道路
橋りょう
河川・水路
ダム
砂防・治山
港湾・漁港
海岸
公園・緑地
公共建築物
農地・森林

第4 事業別事項

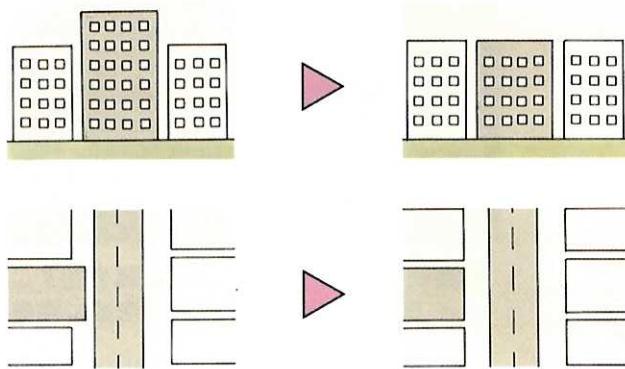
道路
橋りょう
河川・水路
ダム
砂防・治山
港湾・漁港
海岸
公園・緑地
公共建築物
農地・森林

【基準】

エ 市街地にあっては、周辺の建築物との連続性を考慮して、町並みと調和した高さ、位置、形態及び意匠とするよう努めること。

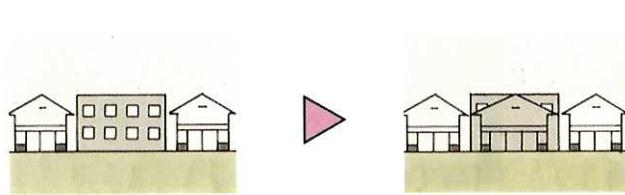
【配慮事項】

- 建築物の高さ、壁面線を可能な限り揃え、連續性に配慮する。



■周辺の建築物との連続性が確保されている

- 伝統的建造物のある地域や歴史的町並みが連続する地域では、それらの建築様式を取り入れる。



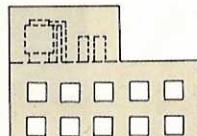
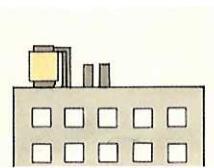
■近隣の歴史的町並みに配慮し、歴史的な建物の形態を採用することで周辺との調和を図っている

【基準】

オ 建築物が全体として、まとまりのある形態及び意匠とするよう努めること。

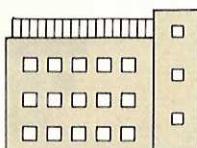
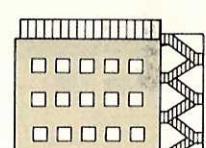
【配慮事項】

- 高架水槽等の屋上設備は、壁面やルーバー等で覆う。
- ・露出する場合は、デザインを本体と調和させる。



■屋外階段を組み込み、建築物本体との
一体性を確保している

- 屋外階段、ベランダ等は建築物本体と一体化するよう形態等を工夫する。



道路
橋りょう
河川・水路
ダム
砂防・治山
港湾・漁港
海岸
公園・緑地
公共建築物
農地・森林

第4 事業別事項

道路
橋りょう
河川・水路
ダム
砂防・治山
港湾・漁港
海岸
公園・緑地
公共建築物
農地・森林

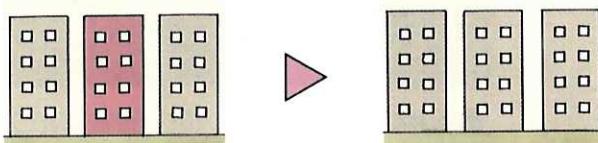
②色彩

【基準】

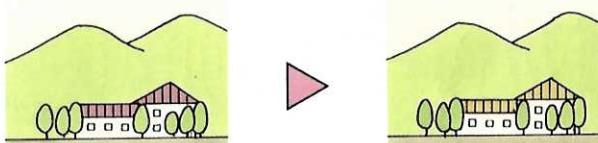
ア 周辺景観と調和する色彩を用いるよう努めること。

【配慮事項】

- 高い彩度や極端な明度の色の使用は避ける。
※一般に彩度の高い純色やそれに近い色はければけらしい印象を与えます。高い明度の色は周辺から浮き上がって見え、極端に明度の低い色は重苦しい雰囲気を与えます。



- 周辺の基調となる色彩との調和を図る。
 - ・自然景観地域や田園・果樹園地域では、彩度を抑え、茶色やベージュ、灰色等の周辺の自然景観となじむ色彩を基調とする。



■落ち着いた色彩により、背景との調和を図っている



■周辺の基調となっている色彩（海）との調和を図っている

【基準】

- イ 多くの色彩やアクセント色を使用する場合は、その数、色彩相互の調和及びバランスに配慮すること。

【配慮事項】

- 多くの色彩を用いる場合は、色彩相互の調和及び周辺景観との調和を考慮して使用する。
 - アクセント色の使用は、周辺景観との調和を考慮して、使用量を最小限に抑える。
 - ・彩度の高い派手な色を大面積で使用しない。
 - ・にぎわいを演出する商店街等においては、入口や壁面等に部分的かつ効果的に用いる。
- ※一般に、單一色で面積が大きくなると、実際の色より彩度、明度が高く見える効果があります。



■アクセント色を使用し、立面が豊かな表情となっている

③素材

【基準】

ア 周辺景観と調和する素材を採用するよう努めること。

【配慮事項】

- 市街地では周辺の建築物等の質感や量感と調和する素材とする。
- 自然景観を有する地域では、自然素材をできる限り使用する。
 - ・できる限り地場産材を活用する。
 - ・やむを得ない場合は、自然素材に似せたコンクリート材等を使用する。



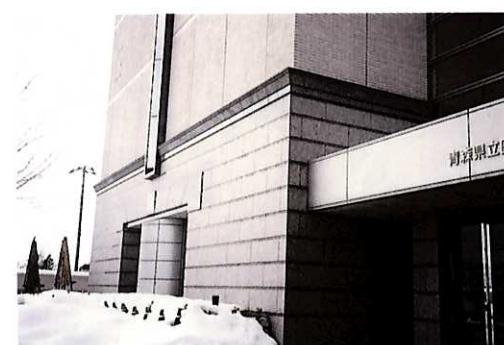
■地域特産のヒバを使用し、地域の特性を生かすとともに、周辺の自然との調和を図っている

【基準】

イ 可能な限り、耐久性に優れ維持管理が容易な素材や年数とともに景観の中に溶け込むような素材を採用するよう努めること。

【配慮事項】

- 耐久性や耐候性に優れ、維持管理の容易な素材を使用する。
- 年数とともに風合いを増すような素材を使用する。



■老朽化の目立たない素材を使用している

道路
橋りょう
河川・水路
ダム
砂防・治山
港湾・漁港
海岸
公園・緑地
公共建築物
農地・森林

第4 事業別事項

道路

橋りょう

河川・水路

ダム

砂防・治山

港湾・漁港

海岸

公園・緑地

公共建築物

農地・森林

(2) 敷地

【基準】

- ① 敷地内は、可能な限り郷土種を用いて緑化すること。特に、住宅地等にあっては、敷地の周囲は生け垣等により緑化すること。
- ② 敷地内に樹姿又は樹勢が優れた樹木がある場合は、保存又は移植すること。

【配慮事項】

- できる限り敷地内部に空地を確保して緑化する。



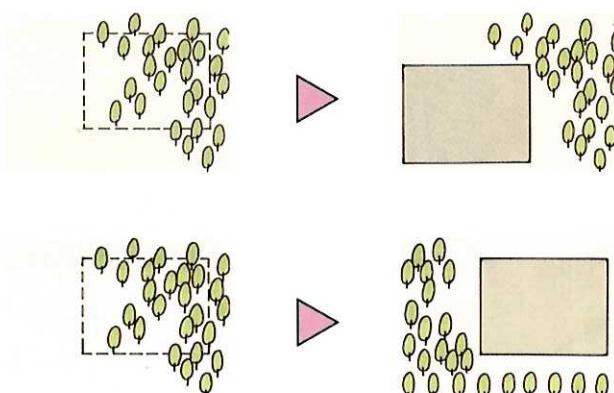
- 道路等に接する部分は、生け垣や樹木により緑化する。



■生け垣により敷地の周囲を緑化している

- 緑化にあっては郷土種を活用する。

- 樹姿又は樹勢が優れた樹木は保存する。
 - ・保存が不可能な場合は、移植し、修景に生かす。



■樹勢の優れた樹木を保存している

(3) その他

【基準】

- ① 建築物本体は、周辺景観との調和に配慮しながら、必要に応じ地域のシンボルとなるよう努めること。

【配慮事項】

- 建築物の位置、用途によっては、地域の特性を踏まえながら、芸術性を加味し、地域のシンボルとなるよう努める。



■芸術性を考慮したデザインにより、地域のシンボルとなっている

【基準】

- ② 一つの敷地に複数の建築物や工作物、屋外駐車場等を設ける場合は、施設間の調和及び施設全体と周辺景観との調和に努めること。

【配慮事項】

- デザインの統一により、全体としてのまとまりを保ちながら、周辺景観との調和を図る。



■施設本体と屋根形態及び色彩の同調により一体的なまとまりのある景観となっている

道路
橋りょう
河川・水路
ダム
砂防・治山
港湾・漁港
海岸
公園・緑地
公共建築物
農地・森林

第4 事業別事項

道路
橋りょう
河川・水路
ダム
砂防・治山
港湾・漁港
海岸
公園・緑地
公共建築物
農地・森林

【基準】

- ③ 敷地内は、必要に応じ彫刻、モニュメント等を設置し、魅力的な空間の創出に努めること。

【配慮事項】

- 敷地内のオープンスペースは、できる限り、モニュメント等を設置し、人々に親しまれる空間とする。



■敷地内にモニュメントを設置することにより魅力ある空間を創り出している

【基準】

- ④ 敷地内は、可能な限り電線類の地中化に努めること。

【配慮事項】

- 敷地内では、電線類を原則として地中化する。
 - ・やむを得ない場合は、電柱の美装化やカラーコーティング等の使用により目立たなくする。



■電線類の地中化を図り、建築物のデザインが阻害されないよう配慮している

道路
橋りょう
河川・水路
ダム
砂防・治山
港湾・漁港
海岸
公園・緑地
公共建築物
農地・森林

【基準】

- ⑤ 建築物の撤去後の跡地は、周辺景観との調和が損なわれることがないよう配慮すること。

【配慮事項】

- 道路等に接する部分に樹木による緑化や木塀の設置などにより、視覚的に遮蔽する。



■建築物の撤去後の跡地の周囲を緑化することにより、周辺景観との調和を図っている

【基準】

- ⑥ 必要に応じ、スロープや段差のない入り口の設置等により、やさしさが感じられるような景観の形成に努めること。

【配慮事項】

- 建築物までのアプローチに高低差がある場合、スロープ等を設け、高齢者、障害者等に配慮する。
- 住宅団地の整備や公営住宅の建設に当たっては、必要に応じて高齢者等に配慮した住環境を整備する。



■車いすでも建築物へ入れるようスロープを設置している

第4 事業別事項

道路
橋りょう
河川・水路
ダム
砂防・治山
港湾・漁港
海岸
公園・緑地
公共建築物
農地・森林

10 農地・森林

【考え方】

農地・森林は、田園景観や自然景観の骨格をなすものであり、青森らしい景観を構成する重要な要素です。

このため、その整備に当たっては、青森らしい景観を損なうことのないよう配慮する必要があります。

【基準】

農地の整備に当たっては、自然環境に十分留意するとともに、潤いがあり四季を映す田園景観の形成に努めること。また、森林における施業に当たっては、森林景観の連続性を損なわないよう努めること。

【配慮事項】

- ほ場整備を行うに当たっては、潤いのある田園景観の創造を図る。
- 整備済の農地においては、適正に管理を行い、良好な田園景観の誘導を図る。
- 隣接する集落、森林、農道等の他の景観要素との調和を図り、既存の防風林、緑地帯等の緑を景観形成に取り込む。
- 森林においては、複層林施業等により森林景観の連続性を保つ。



■整備水田が適正に管理され、潤いのある田園景観が形成されている



■複層林施業を行い森林景観の連続性に配慮している



■周辺に樹林を残し防風林とともに、自然景観の中で目立たないよう配慮されている

青森県公共事業景観形成基準

発行：平成9年3月

青森県県土整備部都市計画課

〒030-8570 青森県青森市長島1丁目1-1

電話 017-734-9683

印刷：青森コロニー印刷